

我孫子市水道局からの大切なお知らせ ～令和8年4月1日から、水道料金を改定します。～

なぜ、水道料金を改定するのですか？

昭和40年代から整備を行ってきた水道施設や水道管が更新時期を迎えており、安全な水道水をお届けするために更新が必要です。また、近年激甚化・頻発化する災害に備え、地震に強い水道管への交換も急務となっています。費用が膨らむ一方で、水道料金収入は、給水人口の減少や節水機器の普及などにより減少する見込みであるため、料金改定を行うことになりました。

～安心して水道水を使い続けるために、ご理解いただきますようお願いします。～

水道料金はどのくらい改定されるのですか？

水道料金は、①ご使用のメータ口径による基本料金と②使用水量に応じた従量料金の合計額です。

①基本料金（税込）（1ヶ月あたり）

口径	現行料金	改定後
13mm	979 円	1,287 円
20mm		1,529 円
25mm		2,200 円
30mm		2,640 円
40mm		3,520 円
50mm		4,400 円
75mm		6,600 円
100mm		8,800 円
150mm		13,200 円
200mm		17,600 円
250mm		22,000 円

②従量料金（税込）（1m³あたり）

使用水量	現行単価	改定後
1~5 m ³	0 円	33.0 円
6~10 m ³	24.2 円	33.0 円
11~20 m ³	159.5 円	203.5 円
21~30 m ³	207.9 円	261.8 円
31~40 m ³	260.7 円	328.9 円
41~50 m ³	317.9 円	400.4 円
51~100 m ³	380.6 円	479.6 円
101~1000 m ³	445.5 円	479.6 円
1001 m ³ 以上	445.5 円	445.5 円

1ヶ月あたりの使用水量と料金

（イラストはイメージであり生活の仕方により使用水量は異なります）

口径	13mm		20mm		25mm	50mm
使用水量	5 m ³	20 m ³	10 m ³	20 m ³	20 m ³	500 m ³
現行料金	979 円	2,695 円	1,287 円	2,882 円	2,882 円	207,977 円
改定後	1,452 円	3,652 円	1,859 円	3,894 円	4,565 円	232,496 円
差額	+473 円	+957 円	+572 円	+1,012 円	+1,683 円	+24,519 円

※我孫子市の一戸あたりの平均使用水量は 16 m³/月です。

◆使用している口径や使用水量の確認方法は、裏面をご覧ください◆

使用している水道の「口径」と「使用水量」を確認するには？

検針の際にお届けしている使用水量のお知らせの「口径」と「使用水量」をご確認ください。

◆水道料金（新料金）の計算例◆

1か月 口径 20 mm	使用水量 16 m ³ の場合
①基本料金 (20mm)	1,529 円
②従量料金	1,551 円
(内訳) 1~10 m ³	33.0 円×10 m ³ 330.0 円
11~20 m ³	203.5 円×6 m ³ 1,221.0 円
合計額（税込）	①+②=3,080 円 (1 円未満切り捨て)

使用水量のお知らせ 令和 7 年 9 月分

お客様番号

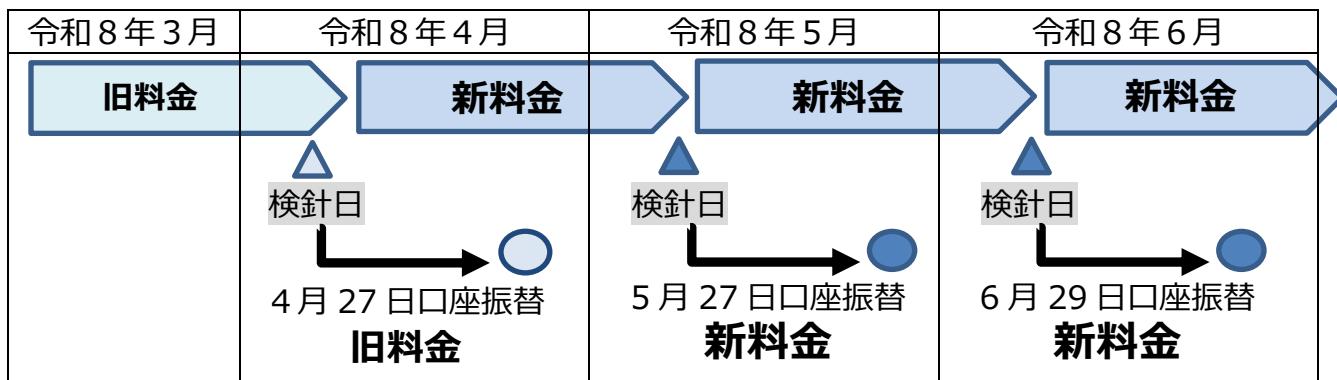
道順番号

使用者氏名

使用場所

請求予定金額	4,151 円	内消費相当額 (377 円)
使用期間	令和 7 年 8 月	日
今回指針	1,319 m ³	m ³
前回指針	1,303 m ³	前回月水量 20 m ³
過去 1 カ月平均	16 m ³	上水道料金
使用水量	16 m ³	下水道使用料
下水道使用量	16 m ³	口径 20 mm
メータ番号		検針日 令和 7 年 9 月 8 日
検針員		通信欄 お手続き方法はお客様センターまで。※既に口座振替でお支払いのお客

支払いに影響が出るのはいつから？



◆令和 8 年 3 月 31 日以前から継続して水道を使用している場合◆

口座振替：4月 27 日の振替は旧料金・**5月 27 日以降の振替から新料金**

納付書払い（銀行窓口・コンビニ・スマホ決済等）：4月 20 日頃にお届けする納付書は旧料金

5月 20 日頃以降にお届けする納付書から新料金

◆令和 8 年 4 月 1 日以降に開栓をする場合◆

新料金が適用されます。

令和 8 年 9 月から検針・料金請求を「2か月に1回」に変更します。

検針・料金請求は毎月行っていますが、お住まいの地域を奇数月と偶数月のグループに分け、毎月交互に検針を実施し、水道料金及び下水道使用料を 2 か月に 1 回請求します。

◆導入時期◆ 令和 8 年 9 月から

◆奇数月・偶数月の地域は、市ホームページ（以下、左側の二次元コード）で確認ができます。

◆偶数月の地域は令和 8 年 10 月から、奇数月の地域は令和 8 年 11 月から、2 か月分の請求となります。

◆検針日◆月の 6~12 日に伺っていますが、6~9 日に変更します。（災害等やむを得ない場合を除く）

改定内容はこちら↓



よくある質問は
こちら↓



◆問い合わせ先◆

水道料金の**改定**に関するご質問 : 我孫子市水道局給水課 04-7184-1185
水道料金の支払に関するご質問 : お客様センター 04-7184-0116